

「市民農園整備促進法」の概要

1 目的

市民農園の整備を適正かつ円滑に推進するための措置を講ずることにより、健康的でゆとりある国民生活の確保を図るとともに、良好な都市環境の形成と農村地域の振興に資する。

2 市民農園の定義

①及び②の総体

① イ又はロ

イ 「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に規定する特定農地貸付け又は「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に規定する特定都市農地貸付けの用に供される農地（都市住民等に対する権利設定あり）

a それぞれの法律に定める特定農地貸付け又は特定都市農地貸付けの要件に該当する必要

b 適正な農地利用を確保する方法等を定めた貸付協定（特定都市農地貸付けの場合は協定）を市町村等と締結する必要（地方公共団体及び農業協同組合以外の者が市民農園の開設者の場合）

c 農地を借りて特定農地貸付けを行う場合は、当該農地について地方公共団体、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構から使用貸借による権利又は賃借権の設定を受ける必要

ロ 相当数の者を対象として定型的な条件で、レクリエーションその他の営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供される農地（都市住民等に対する権利設定なし）

② 市民農園施設（①の農地に附帯して設置される農機具収納施設、休憩施設その他の当該農地の保全又は利用上必要な施設）

3 市民農園の整備に関する基本方針

都道府県知事は、市民農園の整備の基本的な方向、市民農園区域の設定に関する事項等を内容とする「市民農園の整備に関する基本方針」を定める。

4 市民農園区域

市民農園を開設するためには、市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の一定の区域で市民農園として利用することが適当と認められること等の要件に該当するものを市民農園区域として指定することが必要。

市街化区域については、市民農園区域の指定は不要。

5 交換分合

市町村は、市民農園区域を指定し、又はこれを変更しようとする場合において、市民農園区域内の土地を含む一定の土地について交換分合を行うことができる。

6 市民農園の開設の認定

市民農園区域内又は市街化区域内において市民農園を開設しようとする者は、市民農園の用に供する土地の所在、市民農園の整備に関する事項、市民農園の運営に関する事項等を記載した整備運営計画を作成し、市町村の認定を受けることができる。

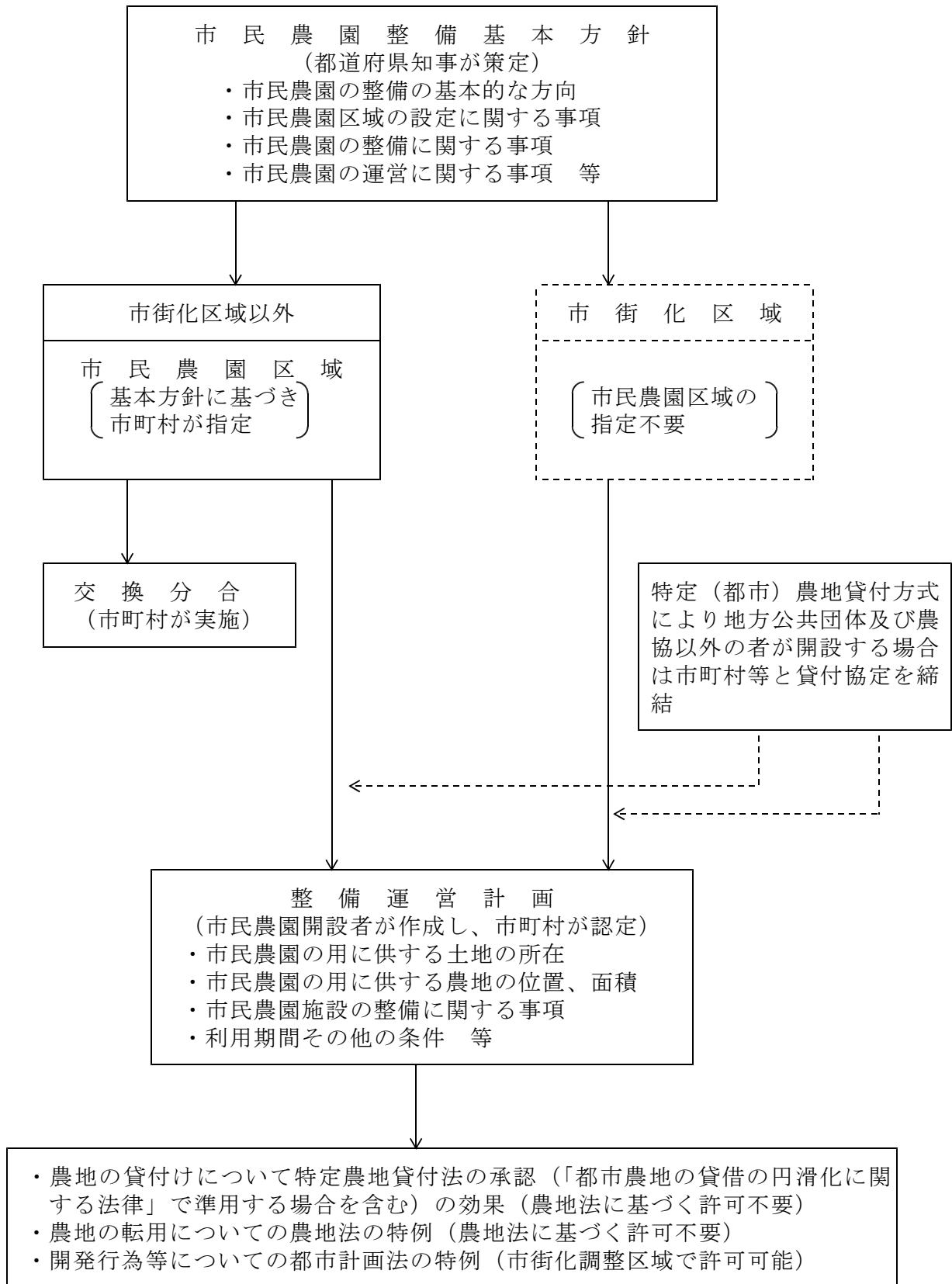
7 認定の効果

(1) 認定を受けた者（以下「認定開設者」という。）が整備運営計画に従って特定農地貸付け又は特定都市農地貸付けを行う場合には、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づく承認（「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」で準用する場合を含む。）を受けたものとみなす。

(2) 認定開設者が整備運営計画に従って農地等を市民農園施設の用に供する場合には、農地法に基づく転用許可があったものとみなす。

(3) 認定開設者が整備運営計画に従って行う一定の市民農園施設に係る開発行為等については、都市計画法に基づく開発許可及び建築許可が可能となる。

市民農園整備促進法のフロー



都道府県知事あて

農林水産事務次官・建設事務次官通知

市民農園整備促進法の施行について

市民農園整備促進法(平成二年法律第四四号。以下「法」という。)は平成二年六月二二日に公布され、市民農園整備促進法施行令(平成二年政令第二七二号)及び市民農園整備促進法施行規則(平成二年農林水産省令、建設省令第一号)は平成二年九月一四日に公布され、それぞれ平成二年九月二〇日から施行された。

法は、最近におけるレクリエーションその他の余暇活動等として行う農作物の栽培に対する関心の高まりに対応して市民農園の適正かつ円滑な整備の促進を図るため、市民農園の整備に関する基本方針の策定、市民農園区域の指定とその実効を担保するための交換分合の制度の整備、市民農園の開設の認定、認定を受けた市民農園の整備に係る農地法及び都市計画法の特例等の措置を講ずるものである。

法の施行に当たっては、左記事項に御留意の上、これらの法令に基づく制度の適切かつ円滑な運用に特段の御配慮をお願いする。

なお、貴管下関係機関に対してもこの旨周知徹底方お願いする。

以上、命により通達する。

記

第一 本法制定の趣旨

近年、市民農園は、都市の住民等農業者以外の人々が農地を利用して農作業を行うことを通して、レクリエーション、自家消費用の野菜の生産、高齢者の生きがいづくり、児童の教育等の多様な目的に資するために利用され、その数も増加している。

市民農園は、農業政策の観点からは、農地のままで都市の住民等のニーズにこたえた利用を行うことができ、農地の有効利用に資すること、農業者以外の人々の農業に対する理解が深まること、都市と農村との交流による地域の活性化に資すること等の意義を有している。また、都市政策の観点からは、都市の住民のレクリエーション需要の充足に資するものとともに、公害や災害の防止、景観の向上等の機能を有し、良好な都市環境の形成に資するものである。

このように、市民農園は、農業政策上及び都市政策上重要な意義を有しているので、農地のほか、農機具収納施設、休憩施設等も含めた市民農園全体を対象として、農業及び都市計画との調整を図りつつ、優良な市民農園の整備の促進を図る必要がある。このため、市民農園の適正かつ円滑な整備を促進するための措置を講ずることにより、健康的でゆとりのある

国民生活の確保を図るとともに、良好な都市環境の形成と農村地域の振興に資することを目的として法が制定されたものである。

第二 市民農園の整備に関する基本方針

- 一 市民農園の整備に関する基本方針(以下「基本方針」という。)は、市民農園の整備に関する基本方向を示すものであることから、良好な都市環境の形成と農村地域の振興に資するよう定めるとともに、都市における土地利用を総合的に定めた都市計画との調和を確保し、また、土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意しつつ総合的に農業の振興を図ることを目的とする農業振興地域整備計画との調和が保たれたものでなければならないこと。
- 二 基本方針は、市民農園の主たる利用者である都市の住民の意向及び市民農園の用に供される農地の存在の状況等地域の自然的経済的社会的諸条件を十分勘案し、整備の基本的な方向、整備すべき区域の設定に関する事項、市民農園施設の設置その他の整備に関する事項、利用条件その他の運営に関する事項等を適切に定めるものであり、貴管下区域内において相当数の市民農園の整備が見込まれる場合において、その適正かつ円滑な整備を図ることが必要であると認めるときは、基本方針を定めるものとする。

第三 市民農園区域の指定

- 一 市民農園区域は、市民農園の開設を誘導しようとする区域を指定することにより、農業上の土地利用との調整を図るとともに市民農園の効率的な整備を図ろうとするものであるが、その指定に当たっては、市町村の振興計画等との調整を図りつつ、農地所有者の土地利用に関する意向、農業構造改善事業の実施状況等からみて、区域内における市民農園の開設及びその円滑な運営の見込みが十分にあること等地域の実情を踏まえる必要があること。
また、市民農園の整備を積極的に促進するため、市町村内において法第四条第一項各号に掲げる要件に該当する区域が複数ある場合には、それぞれを市民農園区域として指定して差し支えないものであること。
- 二 市民農園区域の指定は、農業上の土地利用との調整を図ること等を目的とするものであるので、市街化を図るべき区域である市街化区域は、農業との関係での土地利用上の調整を図る必要がないため、市民農園区域を指定しないこととされていること。
- 三 市町村は、市民農園区域の指定に当たっては地元関係者の意向等を十分に反映するとともに、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼすことのないよう地域における農業施策等との整合性を確保すること。

第四 交換分合

- 一 市民農園区域は、市民農園の利用者の便宜等から、都市からのアクセスの良い地域や集落に比較的近い地域に設定されることが予想される。このような地域においては、一般に、土地の利用形態が多様化しており、営農を継続しようとする者の土地と市民農園の用に供

しようとする者の土地の混在等の問題が生じる可能性がある。

このため、多数の農地等に係る権利を集団的に調整する手法として交換分合制度を設けたものであること。

- 二 交換分合によって実現される土地利用は、当該市民農園区域内においては市民農園の整備が行われ、当該市民農園区域外においては農用地の集団化、農作業の効率化等が図られるものでなければならないこと。
- 三 交換分合計画の決定手続は、法で準用する農業振興地域の整備に関する法律(昭和四四年法律第五八号)及び土地改良法(昭和二四年法律第一九五号)の定めるところにより行うこととなるが、法の交換分合は、市民農園区域の指定又は変更に関連して行われるものであるから、交換分合計画の決定手続は、市民農園区域の指定又は変更手続と同時並行的に進めるものとする。

第五 市民農園の開設の認定

- 一 市民農園は、農業政策上、都市政策上重要な意義を有しており、その整備水準の向上を図る必要がある。このため、都道府県知事が定めた基本方針に適合すること等一定の基準を満たす市民農園を市町村が認定し、認定を受けた市民農園について農地の権利移動・転用についての農地法等の特例措置、一定の市民農園施設の開発行為等についての都市計画法の特例措置を講ずることとしたものであること。
- 二 市町村は、市民農園の開設の認定に当たっては、市民農園施設の内容、規模等が周辺の地域における営農条件の確保に支障を生ずることのないよう十分配慮すること。
- 三 認定を受けた市民農園は、市民農園施設の整備のための農地転用に係る農地法の特例措置及び開発行為等に係る都市計画法の特例措置が講じられることとなるが、この運用については、土地利用のスプロール化等につながることをないよう行うこと。

第六 指導推進体制

- 一 法により優良な市民農園の整備促進を図っていくためには、農業行政、都市計画行政等が一層密接な連携を保つ必要があることから、法の円滑な施行及び運用に当たっては、都道府県及び市町村において農政担当部局と都市行政担当部局は十分協議してその事務にあたること。
- 二 法による市民農園の整備促進を図るため、地方公共団体においては市民農園の整備に係る補助事業及び融資制度の積極的な活用が図られるよう特段の配慮を行うとともに、市民農園の適正かつ有効な利用が図られるよう農作物の栽培、農園の管理等に係る指導員の配置等市民農園の運営面での指導及び助成を行い、都市の住民等が市民農園の利用を安定的に行うことができるようその継続性の確保に努めるものとする。
- 三 市町村は、利用者の利便性が確保されるよう、認定開設者に対し、市民農園を適切に管理するための利用者の遵守事項を定めるとともに、巡回、指導等体制の整備を図ることを指導すること。

市民農園整備促進法の運用について

制 定 平成2年9月20日・2構改B第982号・建設省経民発第41号・建設省都公緑発第108号
農林水産省構造改善局長・建設省建設経済局長・建設省都市局長通知
最終改正 令和3年3月31日・元農振第3640号・国都緑環第73号

市民農園整備促進法（平成2年法律第44号。以下「法」という。）の施行については、市民農園整備促進法の施行について（平成2年9月20日付け2構改B第981号、建設省経民発第40号、建設省都公緑発第107号農林水産事務次官及び建設事務次官依命通達）により通達されたところであるが、さらに下記の事項に留意し、遺憾のないようにされたい。

なお、貴管下関係機関に対しても、この旨周知徹底方お願いする。

記

第1 市民農園の定義

- 1 法第2条第2項第1号ロに掲げる農地により市民農園を開設する方式は、換言すれば、農地における耕作の事業は市民農園を開設する者が行い、都市の住民等はレクリエーションその他の営利以外の目的で当該農地に係る農作業を行う方式（以下「農園利用方式」という。）であること。
- 2 法第2条第2項第1号ロの「相当数の者」とは、通常は10人以上程度を指すが、農地の賦存状況等によって、これを下回らざるを得ない場合もあり得るので、このような場合であっても少なくとも複数の者を対象とすることが必要であること。
- 3 法第2条第2項第1号ロの「定型的な条件」とは、市民農園の整備及び運営に関する計画（以下「整備運営計画」という。）において利用期間や利用料金等を一定に定め、それに従った利用が行われることをいうものであること。
- 4 法第2条第2項第1号ロの「営利以外の目的」とは、レクリエーション目的のほか、学童の教育の目的、自家消費用の野菜や草花の栽培の目

的等種々のものが考えられること。

なお、一時的に自家消費量を超える野菜等の収穫があった場合にこれを隣近所に無料配布することは、「営利」とはいえないこと。

5 法第2条第2項第1号口の「継続して」とは、農作業を行う者が、年に複数の段階の農作業（植付けと収穫等）を行うことをいうものであって、果実等の収穫のみを行う「もぎとり園」のようなものは、これに当たらないこと。

6 法第2条第2項第2号の「市民農園施設」を具体的に例示すると、①温室、育種苗施設、給排水施設等農作物の栽培に供する施設、②農機具収納施設、堆肥舎、種苗貯蔵施設等農作物の栽培のための資材の貯蔵又は保管の用に供する施設、③園路、植栽、ごみ置場、休憩施設、便所、手洗場、水飲場、駐車場、管理事務所、農作業講習施設、簡易宿泊施設、掲示板、柵、照明施設等であること。

これらの施設は、法第2条第2項第1号に掲げる農地に附帯して設置される当該農地の保全又は利用上必要なもので、専ら市民農園利用者及び市民農園の設置・管理者の利用に供されるものであり、これらの目的を逸脱して設置運営されることのないよう、市民農園の開設の認定に当たって施設の位置及び規模等については十分に審査するとともに、その運営の実態については把握しておく必要があること。

なお、市民農園の上記の性格から、市民農園利用者以外の者を対象とした豪華な休憩施設、道路法（昭和27年法律第180号）上の道路（同法第2条第2項に規定する道路の附属物を含む。）等は、市民農園施設には含まれないこと。

第2 市民農園の整備に関する基本方針

1 市民農園の整備に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の内容とすべき事項は、法第3条第2項各号に掲げられているとおりであるが、基本方針を定めるに当たっては、次の点に留意するものとする。

なお、基本方針の試案については、別記のとおりであるが、基本方針は地域の特性に応じた内容で定めることが望ましいこと。

(1) 市民農園の整備の基本的な方向

都道府県における市民農園の整備の見通しについて触れ、市民農園の整備の促進に関する基本的な考え方を総括的に記載すること。

具体的には、①都市地域、農村地域等の地域に応じた市民農園の整備、②都市計画、農業振興地域整備計画等との調和等について記載す

ること。

(2) 市民農園として整備すべき区域の設定に関する事項

法第4条第1項に規定する市民農園として整備すべき区域(以下「市民農園区域」という。)は、同項の要件に該当するものを指定することとなるが、基本方針においてはこの要件の具体的な内容として、①市民農園区域の規模、②立地条件(道路の整備状況、用水の確保の見込み、土地利用の状況等)、③区域の設定に際しての周辺の農用地の農業上の利用との調整等について記載すること。

(3) 市民農園施設の設置その他の市民農園の整備に関する事項

具体的には、①農地に区画を設けるものにあつては、1区画の面積、②耕うん、客土及び排水の方法並びに区画を設ける場合の区画の明確化等農地の整備に関すること、③市民農園の機能を確保するための休憩施設、農機具収納施設、便所、ごみ置場等の市民農園施設の設置に関すること等について記載すること。

(4) 市民農園の利用条件その他の市民農園の運営に関する事項

具体的には、①利用者の募集方法に関する事項、②利用料金に関する事項、③利用者の遵守事項や農園の管理に関する事項等について記載すること。

(5) その他必要な事項

その他必要な事項としては、①資金の確保、あつせん等に関する事項、②認定開設者に対する技術、運営等に関する指導に関する事項、③市民農園に関する普及啓発活動等に関する事項、④市民農園の整備・運営に関する組織・団体の育成に関する事項、⑤各種事業の積極的な活用に関する事項等について記載すること。

2 基本方針は、良好な都市環境の形成及び農村地域の振興に資するように定めるものでなければならないとされているほか、都市計画及び農業振興地域整備計画との調和が保たれたものでなければならないとされているが、基本方針に定めるべき両計画との調整の内容は次のとおりであること。

なお、基本方針は、これら以外の土地利用計画、例えば、市町村の振興計画等との間でも調和が保たれるように定める必要があること。

(1) 都市計画との調和

基本方針において、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第2項に規定する都市計画区域内において、市民農園区域を指定しようとする場合並びに市民農園の開設の認定及び同意をしようとする場合は、

地域地区等の土地利用の計画と調和するとともに、都市施設に係る事業及び市街地開発事業の支障とならないよう調整すること等を定めること。

(2) 農業振興地域整備計画との調和

基本方針において、市民農園区域を指定しようとする場合は、集团的農用地を分断し、その集団性を失わせるような指定を行わないこと等について十分配慮すること及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内において市民農園施設を整備する場合は、農用地利用計画に従った施設整備が図られるよう調整すること等を定めること。

- 3 都道府県知事が基本方針を定めるに当たっては、都市住民等市民農園の利用者の需要の動向等当該都道府県の自然的経済的社会的諸条件を勘案するが、これらの諸条件に変化が生じた場合には基本方針の変更が必要となること。
- 4 都道府県知事が基本方針を策定し、又は変更した場合の公表は、都道府県の公報に掲載する等適切な方法により行うこと。
- 5 都道府県知事が基本方針を定めようとするときは、市民農園担当部局は関係部局と十分に連絡調整を行うこと。
- 6 都道府県知事は、基本方針を定めたときは、農林水産省地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）及び国土交通省都市局長あて写しをそれぞれ2部送付すること。

第3 市民農園区域の指定

- 1 市町村は、市民農園区域の指定を行うに当たっては、法第4条第1項各号に掲げる要件について、次に掲げる事項に留意すること。

(1) 同項第1号の「相当規模の一団の農地」とは、優良な市民農園の整備を行う法の趣旨から休憩施設等の施設の整備を効率的に行い得る程度の規模とする必要があるが、利用者の動向、付近の施設の整備状況等により異なるので、地域の実情に応じて弾力的に判断すること。

(2) 同項第1号の「自然的条件及び利用の動向」のうち、「自然的条件」とは、地形、地質等の条件であり、農作物の栽培や市民農園の設置に適しているかどうかを判断すること。

また、「利用の動向」とは、土地の所有者の意向等からみた農地の利用の現況や将来の見通しであり、例えば、都市的土地利用を予定して

いる土地を市民農園区域に含めるようなことは好ましくないこと。

- (3) 同項第2号の「農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保」とは、周辺の農用地における、農業の経営規模の拡大や作付地の集団化、農作業の共同化等に支障を及ぼさないことを意味するものであること。

したがって、市民農園区域の位置の選定や規模の決定に当たっては、当該区域の周辺の農用地の農業上の利用の増進に支障を及ぼすことのないようにすることとし、例えば、集団的農用地を利用して市民農園区域を指定する場合には、その集団性を失わせたり、土地利用の混在を招かないよう、周辺部を指定する等の配慮を行うことが必要であること。

- (4) 同項第3号の「都市の住民の利用上必要な立地条件」とは、都市の住民が市民農園を利用するための利便性を確保するための条件であり、道路や鉄道等の交通施設の整備状況、用水の確保状況等の条件であること。

また、「利用者が相当程度見込まれる」とは、指定しようとする市民農園区域の規模等に見合った利用者の数が見込まれることであること。

- (5) 市町村が市民農園区域を定めようとするときは、必要に応じて現地調査等を実施して検討し、市民農園区域指定調書（別紙様式第1号）を作成すること。
- (6) 市町村は、市民農園区域を定めようとするときは、市民農園担当部局は関係部局と十分に連絡調整を行うこと。

2 市民農園区域の指定に当たっては、農業委員会の決定を経ることとされているが、これは、市民農園区域においては特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号。以下「特定農地貸付法」という。）第2条第2項に規定する特定農地貸付け及び農園利用方式の実施、農地転用等農地の利用関係の調整の問題が発生するので、農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）等に基づき市町村における農地行政等を担当している機関として、農地の利用等の観点から、法第4条第1項各号に掲げる要件のすべてについて判断して決定を行うこと。

3 市町村は、農業委員会の決定を経たときは、市民農園区域指定調書を添えて、都道府県知事に同意を求めること。

4 都道府県知事が市町村から法第4条第2項の規定により市民農園区域を指定するに当たって、同意を求められた場合には、都道府県市民農園

担当部局は関係部局と十分に連絡調整を行うこと。

- 5 市町村が市民農園区域を指定した場合の公表は、市町村の公報への掲載等適切な方法により公表すること。
- 6 市町村は、5により市民農園区域を指定したときは、その旨を都道府県知事あて通知すること。
- 7 市町村が市民農園区域を指定するに当たっては、都市住民等の市民農園の利用者の需要の動向等自然的経済的社会的諸条件を勘案するが、これらの諸条件に変化が生じた場合は市民農園区域の変更が必要となること。
- 8 市民農園区域の変更については、1～6に準じて取り扱うこと。

第4 交換分合

- 1 法第5条の規定による交換分合を行うことができる場合は、市民農園区域を指定又は変更しようとする場合において、その指定又は変更に係る市民農園区域内にある土地の一部が市民農園以外の用途に供されることが見通されることにより、市民農園区域及びその周辺の地域における土地の市民農園としての利用と農業上の利用との調整に留意して、当該市民農園区域内にある土地の市民農園としての利用を確保するため特に必要があると認められる場合であること。

この場合、対象となる市民農園区域内にある土地の一部が市民農園以外の用途に供されるか否かについては、①土地の所有の状況、すなわち、誰がその土地を所有しているか、②土地がどのように利用されているか、例えば、田として利用されているか、畑として利用されているか、宅地として利用されているか、③当該市民農園区域内で農業を行っている者が農業経営を継続しようとする意思を有しているか否か、また、規模拡大を志向しているか否か等を総合的に勘案し、農業者の意向を踏まえて客観的に判断すること。

- 2 法第5条第1項の「一定の土地」とは、交換分合計画により直接に権利移動の生ずる農用地及びその権利移動により農用地の集団化等の効果を受ける農用地であり、具体的には、対象となる市民農園区域内で市民農園としての利用を希望しない者の土地、当該市民農園区域外で市民農園としての利用を希望する者の土地、これらと関連して権利移動を必要とする土地等が対象となること。

また、法は法第2条第2項第1号に掲げる農地と市民農園施設を一体として市民農園として捉えており、市民農園区域には当該農地だけでな

く市民農園施設用地が含まれるところから、市民農園施設用地となる土地も交換分合の対象としていること。

第5 市民農園の開設の認定

- 1 市民農園の開設の認定を受けることができる区域は、市民農園区域及び市街化区域のうち市民農園整備促進法施行令(平成2年政令第272号。以下「令」という。)第3条各号で定める区域を除く区域内であるとされていること。

令で定める区域として、都市計画事業が短期間のうちに行われることが制度的に確実にされた区域が定められており、これらは、短期間のうちに農地が消滅することが予定されているので、市民農園の立地としてふさわしくないものとして定形的に認定を受けられないものとしたものであること。

なお、令で定める区域以外の都市計画施設の区域及び市街地開発事業施行区域、促進区域、地区計画並びに地域地区等その他の都市計画に係る区域における認定に当たっては、事業着手の見通し、事業施行の障害となる可能性、当該都市計画の目的等を勘案して、基本方針に定める都市計画との調和が保たれているか個別に判断することが必要であること。

- 2 市民農園の開設の認定を受けようとする者は、別紙様式第2号による市民農園開設認定申請書に、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 市民農園の整備及び運営に関する計画書(以下「整備運営計画書」という。別紙様式第3号。)

- (2) 市民農園の位置を表示した地形図

縮尺5万分の1ないし1万分の1程度の地形図に市民農園の位置を表示したもの

- (3) 市民農園の区域並びに市民農園施設の位置、形状及び種別を表示した平面図

縮尺2,500分の1程度以上で、市民農園全体の配置が表示できる縮尺の平面図に、市民農園の区域の境界、市民農園施設の位置、形状及び種別(休憩施設、農機具収納施設等の別)を表示したもの

- (4) 建築物である市民農園施設については、その概要を表示した平面図

縮尺500分の1以上で、市民農園施設内部の配置が表示できる縮尺の平面図に、2階建て以上の場合にあっては各階毎に、各室の形状及び用途を表示したもの

- (5) 申請に係る土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)

- (6) 申請に係る土地の地番を表示する図面
- (7) 申請に係る農地が土地改良区の地区内にあるときは、当該土地改良区の意見書（ただし、意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面）
- (8) 農園利用方式で、市民農園を開設しようとするときは、当該農園利用契約書の案
- (9) その他参考となる事項

3 変更の認定の手続は、2に準じて取り扱うこと。

4 市町村は、市民農園の開設の認定をするに当たっては、法第7条第3項各号に掲げる要件について、次に掲げる事項に留意して厳正に審査を行うこと。

- (1) 法第7条第3項第2号の「妥当な規模」については、市民農園の農地及び市民農園施設が利用者の利便の観点からみて妥当な規模であることが必要であること。

これは、①利用者の数、利用の頻度、②立地条件、③農地と市民農園施設のバランス等を考慮して判断すべきものであること。

- (2) 法第7条第3項第3号の「公共施設の有する機能に支障」とは、市民農園の整備により、当該市民農園に接する道路の利用や休憩所等の設置による下水道の利用等公共施設に対する需要が生ずるが、現に整備されている道路、下水道等の容量等からみて過大な通行や排水が行われることにより、当該公共施設に対し過度の負荷を与えることを指しており、このようなことのないよう、市民農園の整備が適正に行われることが必要であること。

- (3) 法第7条第3項第3号の「営農条件の確保に支障」とは、雑草の繁茂による種子の飛散、病虫害の発生、農薬散布への支障等があげられること。

また、「生活環境の確保に支障」とは、農作業に伴って使用される資材やごみの放置等があげられること。

- (4) 法第7条第3項第4号の「募集及び選考の方法が公平かつ適正」とは、公報、チラシ、掲示等による一般公募を行い、抽選、先着順等の方法により選定すること。

例えば、現に家庭菜園等を有していないこと、〇〇歳以上老人又は小学生以下の世帯員がいる者を優先することといった条件を付することは「公平かつ適正」に反しないものといえるが、特定の企業、法人の構成員であることを条件とするといったことは「公平かつ適正」と

はいえないこと。

- (5) 法第7条第3項第5号の「市民農園の確実な整備及び適正かつ円滑な利用を確保するために有効かつ適切」かどうかについては、整備運営計画の内容が、次のような事項に適合しているかどうか判断基準になること。

イ 利用期間、利用料等の条件が違法不当でないこと。

利用期間については、特定農地貸付け及び都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号。以下「都市農地貸借円滑化法」という。）第10条に規定する特定都市農地貸付けの場合は5年を超えることができないが、農園利用方式の場合も農園をできるだけ多くの者に利用してもらおうという趣旨から5年以内とすることが望ましいこと。

利用料については、著しく高額なものとならないようにすること。

ロ 市民農園の開設の認定の申請をした者（以下「申請者」という。）が、利用者の利用状況の見回り、指導員の配置等により必要な指導を行うことにより、利用者による農地の適切な利用を確保することができることと認められること。

ハ 整備に必要な額の算定が適正であり、確実に調達できると見込まれること。

ニ 申請者が対象農地について権利を有しているか又はその権利の取得が確実であると見込まれること。

- (6) 審査に当たっては、市民農園担当部局は関係部局と十分に連絡調整を行うこと。

- 5 市民農園の開設の認定に当たっては、農業委員会の決定を経ることとされているが、これは、農業委員会が農業委員会等に関する法律等に基づき市町村における農地行政等を担当している機関として、農地の利用等の観点から、法第7条第3項各号に掲げる要件のすべてについて判断して決定を行うこと。

農業委員会は、市町村から市民農園の開設を認定するに当たって決定を求められた場合には、必要に応じて現地調査等を実施して審査を行い、総会又は部会で決定すること。

なお、農業委員会は、決定に当たり市民農園施設に供する土地が農地転用を伴う場合には、別紙様式第5号による審査調書を作成すること。

- 6 市町村は、市民農園の開設の認定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならないこととされているが、これは、

基本方針を策定した都道府県知事が整備運営計画が基本方針に適合しているかどうかを自ら審査し、併せて、開設される市民農園において農地転用又は開発行為が行われても差し支えないかどうかの立地上の判断も行うこと。

都道府県知事が市町村から法第7条第4項の規定により市民農園の開設を認定するに当たって同意を求められた場合には、都道府県市民農園担当部局は農地転用担当部局及び開発許可担当部局等の関係部局と十分に連絡調整を行うこと。

- 7 市町村は、農業委員会の決定を経たときは、整備運営計画及び5の審査調書を添えて、都道府県知事に同意を求めること。
- 8 市町村は、市民農園の開設の認定をしたときは、遅滞なく、別紙様式第6号による認定書を申請者に交付するとともに、その旨を都道府県知事に通知すること。
- 9 特別区のある地においては、特別区が市町村の事務を行うこととされていること。
- 10 市町村長は、市民農園の開設の認定を受けた者（以下「認定開設者」という。）に対し、市民農園の整備又は運営の状況について報告を求めることができることとされているが、この報告の徴収については、認定開設者が認定に係る整備運営計画（以下「認定計画」という。）に従って市民農園の整備及び運営を適切に行うことを確保するための措置であり、具体的な報告の徴収事項は、①市民農園施設の整備状況、②市民農園の利用状況等であること。
- 11 市町村は、市民農園での病虫害の発生等により周辺の農業に悪影響を及ぼすおそれがある場合には、認定開設者に対する指導・助言を行うこと。
- 12 認定開設者が、認定後、市民農園の管理を怠り、整備した施設が遊休化するような場合や、恣意的な運営を行い、一般公衆が公平に市民農園を利用することができなくなるような場合は、その市民農園はもはや公益性があるとは言えず、認定の効果として農地法及び都市計画法の特例等を設ける趣旨にもとるものとなること。

このような状況に至った場合には、認定の取消しを行い、認定の効果を失わせしめることも考えられるが、農地転用許可、開発許可等については、認定の取消しによって直ちに認定前の状態に復することは事実上困難な場合もあるし、施設自体は運営が認定計画に従って適切に行われる限りにおいて認めてよいのであるから、原状回復よりも運営の改善を

図る手段を設けることが現実的であること。

このため、認定開設者に対して、市町村が認定計画に適合した市民農園の整備運営を行うように勧告をすることができることとしたこと。

なお、法第9条の「相当の期限」とは、認定開設者が認定計画に従った市民農園の整備又は運営を行うために必要な改善措置をとるのに要する期間であり、その内容によって異なること。

市町村は、法第10条の規定により勧告を受けた認定開設者が当該勧告に従わない場合に認定を取り消すことができるとされているが、この認定の取消しは、何らの瑕疵なく適法に行われた認定行為について、その後、事情が変更し、市民農園の運営が適切を欠き、勧告にも従わない場合に、将来に向かって認定の効力を失わせるために行われるものであること。

したがって、その取消しの効力は、認定行為の時に遡って認定がなかったものとするものではないが、取消し時点以後は、農地の権利移動・転用に関する農地法等の特例が適用されないこと。

第6 農地法等の特例

- 1 認定開設者が認定計画に従って市民農園の用に供する農地が法第2条第2項第1号イに掲げる農地に係るものである場合には、認定開設者は当該認定を受けた市民農園に係る特定農地貸付け又は特定都市農地貸付けについて特定農地貸付法第3条第3項の承認（都市農地貸借円滑化法第11条において準用する場合を含む。）を受けたものとみなすこととされていること。

したがって、認定開設者が農地について特定農地貸付けの用に供するため所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合、特定都市農地貸付けの用に供するため使用及び収益を目的とする権利を取得する場合並びに特定農地貸付け又は特定都市農地貸付けにより当該農地についての使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、それぞれ特定農地貸付法第4条第1項及び都市農地貸借円滑化法第12条第1項の規定により農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項本文の規定が適用されないこと。

また、この場合には、特定農地貸付法第4条第2項から第4項まで及び都市農地貸借円滑化法第12条第2項から第4項までの規定により農地法の特例が、特定農地貸付法第5条の規定により農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の特例が、特定農地貸付法第6条（都市農地貸

借円滑化法第 11 条において準用する場合を含む。)の規定により土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)の特例が適用されること。

2 法第 7 条第 3 項の規定により市民農園の開設の認定があったときは、農地法第 4 条第 1 項又は同法第 5 条第 1 項の許可があったものとみなされるので、同法第 4 条第 2 項又は同法第 5 条第 2 項に照らして判断する必要があること。

3 農地法第 43 条第 1 項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなされる場合における同条第 2 項の農作物栽培高度化施設の用に供される農地(以下「高度化施設用地」という。)については、法では次の(1)及び(2)の用地として利用されることが想定される。このうち(2)の用地として利用するために、農地(高度化施設用地を除く。)の権利を取得する場合又は高度化施設用地の権利を取得する場合は、農園利用方式の農園の用に供するために当該権利を取得する場合と同様に、法において農地法の特例が設けられていないため、同法第 3 条第 1 項の許可等の手続が必要であること。

(1) 法第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる農地

(2) 市民農園の利用者に供給する種苗を生産する育種苗施設等の市民農園施設の用地

第 7 都市計画法の特例

市街化調整区域における建築物である市民農園施設の設置に係る開発許可及び建築許可につき、温室、育種苗施設、農機具等収納施設、堆肥舎、種苗貯蔵施設については、都市計画法第 29 条第 2 号及び第 43 条第 1 項において許可不要とされ、上記以外の農業用施設については、同法第 34 条第 4 号及び都市計画法施行令(昭和 44 年政令第 158 号)第 36 条第 1 項第 3 号イにおいて許可の対象とされていること。

休憩施設等令第 5 条各号に規定する市民農園施設については、本来であるならば、同法第 34 条第 10 号に規定する開発審査会の議を経ることが必要であるが、都市計画法の特例を設け、令第 5 条各号で掲げる施設に限って開発審査会の議が不要である開発許可及び建築許可の対象施設として位置づけたものであること。

なお、今回の特例措置は、同法第 33 条及び同施行令第 36 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する技術的審査までを省略するものでないので注意すること。

令第 5 条に掲げる特例対象施設は、次のとおりである。

(1) 「休憩施設」とは、農作業の合間に休憩するための施設で、休憩室の

ほか手洗場、便所等を含むこと。

なお、単体の便所も休憩施設であること。

- (2) 「講習施設」とは、利用者に対し農作業の講習を行う施設で、講習室、植物展示室、資料閲覧室、教材室等を含むこと。
- (3) 「簡易宿泊施設」とは、市街地から離れた地域において滞在型の利用が予想される市民農園に設置される、専ら宿泊の用に供される簡素な施設であり、附帯する宿泊者用の食堂、風呂場、便所等を含むこと。
- (4) 「管理施設」とは、市民農園の円滑な利用を維持増進するための施設であり、管理事務所、管理人詰所、管理用具置場、ごみ処理場等であること。

第8 その他

1 認定開設者は、認定計画に従って次の登記を申請するときは第5の8の認定書を添付しなければならないこと。

- (1) 特定農地貸付け又は特定都市農地貸付けの用に供するため農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合
- (2) 市民農園施設の用に供するため、農地を農地以外のものにする場合
- (3) 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするためこれらの土地についての所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合
- (4) 特定農地貸付け及び特定都市農地貸付けにより農地についての使用及び収益を目的とする権利を設定する場合

2 第1の1の農園利用方式により市民農園を開設しようとするときは、別紙様式第4号を参考とすること。

なお、この様式は、必要最小限のものを記載したものであり、各地域の実情に応じ必要事項を補充の上作成すること。

市民農園の整備に関する基本方針試案

〇〇（都道府）県

第1 市民農園の整備の基本的な方向

- 1 国民の自由時間の増大、余暇活動の内容の多様化等に伴い、野菜や花を育て、土と親しむ場、農作業の体験の機会の場合に対する需要が高まっており、〇〇県においても市民農園の整備の促進が必要となっている。

都市地域においては、市街化の進展等により緑が減少してきており、防災機能や良好な環境形成機能を有するオープンスペースの創出が求められていることから、都市公園等を補完する緑地機能を有するものとして市民農園の整備の促進を図ることとする。

農村地域においては、都市と農村の交流を通じた地域の活性化、農地の有効利用が求められていることから、このような課題に対応するため、市民農園の整備の促進を図ることとする。

- 2 市民農園の整備に際しては、都市地域と農村地域とでは市民農園に対するニーズ及び整備の内容も異なるので、それぞれの特性に応じ、市民農園に対する多様な需要にこたえられるよう、計画的に整備を行うこととする。
- 3 市民農園の整備は、都市計画及び農業振興地域整備計画との調和が保たれたものでなければならない。

また、これら以外の土地利用計画、例えば、市町村の振興計画等との間でも調和が保たれたものでなければならない。

第2 市民農園として整備すべき区域の設定に関する事項

市民農園区域は、市民農園整備促進法第4条第1項各号に規定する要件に該当する区域の中から以下の諸点に留意して指定するものとする。

- 1 市民農園区域の規模

優良な市民農園の整備を行うという市民農園整備促進法の趣旨から、休憩施設等の施設の整備を効率的に行い得る程度の規模とする必要があるが、利用者の状況、付近の施設の整備状況等を勘案し、地域の実情に応じて弾力的に判断すること。

- 2 立地条件

次の要件を満たす区域であって、農地所有者の土地利用に関する意向、農業構造改善事業の実施状況、予想される利用者の数等からみて、区域内

における市民農園の開設及びその円滑な運営の見込みがあるものであること。

- (1) 道路の整備状況等からみて、利用者が容易に到達できると認められること。
- (2) 用水の確保が容易であること。
- (3) 土地利用の状況等を勘案し、適正かつ合理的な土地利用に支障を及ぼさないことと認められること。

3 農業との調整

農業との土地利用の調整を図るため、地域の農用地の保有・利用の現況及び将来の見通し、農業者の農業経営に関する意向等からみて、周辺の農用地の農業上の利用の増進に支障を及ぼさないような位置に指定すること。例えば、集团的農用地を利用して市民農園区域を指定する場合には、その集団性を失わせたり、土地利用の混在を招かないよう配慮を行うこと。

農用地区域内において市民農園区域を指定しようとする場合は、その周辺部において指定する等十分留意すること。

また、地域の農地の賦存量、予想される利用者の数等からみて、著しく過大な面積を指定しないこと。

4 都市計画との調整

- (1) 道路、下水道等の都市計画施設の区域においては、市民農園区域を指定しない等都市施設の整備に支障を及ぼさないこととすること。
- (2) 商業系の地区においては、市民農園区域を指定しない等他の土地利用と調整し、合理的な土地利用に支障を及ぼさないこととすること。

第3 市民農園施設の設置その他の市民農園の整備に関する事項

市民農園の整備に当たっては、次の諸点に留意して行うものとする。

- 1 市民農園である旨の標識等を設置するとともに、必要に応じ、生垣等により周囲を囲い、農用地の保全を図り、都市住民等のレクリエーション需要の充足、自然環境の保全に十分配慮し、良好な生活環境の形成にも資するように整備すること。
- 2 耕うん、客土を行い、利用者が容易に農作業を行い得るように農地を整備すること。特に、水田を利用して野菜等水稲以外の農作物を栽培する場合にあっては、排水等に留意すること。
- 3 農地に区画を設けて利用させる場合は、標識杭、ロープ等により区画の境界を明らかにすること。
- 4 区画を設ける場合は、1区画の大きさをおおむね 100m^2 以上とすること

(おおむね 15 m²以上を標準とすることが望ましい。)

- 5 周辺の道路等の整備状況を十分に勘案して、その整備に支障をきたさないようにするとともに、利用者の利便の確保に努めること。
- 6 市民農園の機能を確保するため、原則として、以下の市民農園施設を備えること。
 - 園路
 - 休憩施設
 - 便所
 - 手洗場、水飲場その他の給排水施設
 - 農機具収納施設
 - ごみ置場また、必要に応じ、駐車場等の施設を設けることが望ましいこと。
なお、上記施設の機能を代替できる施設が周辺に存在する場合は、それをもって代えることができるものとする。
- 7 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域においては、市民農園施設の用に供される土地が同法第10条第3項に規定する農用地利用計画において指定された用途に即して利用されなければならないこと。
- 8 市民農園施設の整備のために農地等の転用を必要とする場合は、農地法第4条第2項又は同法第5条第2項に照らして、農地転用の許可の対象と判断されることが必要であること。
- 9 市民農園周辺の道路における危険を防止し、その他交通の安全を図り、及び道路の交通に起因する障害を防止するように配慮すること。

第4 市民農園の利用条件その他の市民農園の運営に関する事項

市民農園の運営に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- 1 公報、チラシ、掲示等による一般公募を行い、できるだけ多くの者に市民農園を利用する機会を与えることとともに、農園や施設の利用の料金も著しく高額なものとならないよう配慮すること。
- 2 市民農園の管理が適正に行われるよう、必要に応じ、利用者の遵守事項等について定めるとともに、巡回、指導等の体制を整備すること。
- 3 農作物の調理講習会、交換会及び展示会を開催する等して、市民農園の利用者の交流の促進を図るとともに、農業に対する理解を深めるよう配慮すること。

第5 その他必要な事項

市民農園の整備の円滑な実施のため、以下の支援措置を講ずる。

- 1 資金の確保、あっせん等
- 2 認定開設者に対する技術、運営等に関する指導
- 3 市民農園に関する普及啓発活動等
- 4 市民農園の整備・運営に関する組織・団体の育成
- 5 ○○事業等の積極的な活用

市民農園区域指定調書

令和 年 月 日

(地区)

市町村

1 市民農園区域の指定の必要性

2 市民農園区域の概要

①市民農園区域	地 目	田	畑	小 計	採草放牧地	山 林	宅 地	その他	計
	面 積								m ²
	所 在	外 筆 (内訳別紙のとおり)							
②普通収穫高	主たる作目 ()				10a 当り	kg/	kg (市町村平均)		
③位 置	(別図参照)								
④土地利用計画	農 振 計 画	農振地域 (内・外)							
		農用地区域 (内・外)				(農用地区域面積 m ²)			
	都 市 計 画								

	事業名	地区名	事業主体	施行期間	施行面積	関係面積	土地改良財産
⑤農業公共投資					ha	m ²	

3 指定要件の概要（市民農園整備促進法第4条第1項各号）

① 第1号	
② 第2号	
③ 第3号	

4 市民農園の整備促進のための推進体制

決定年月日	令和	年	月	日
同意年月日	令和	年	月	日
指定年月日	令和	年	月	日
公表年月日	令和	年	月	日

5 その他参考となる事項

別 紙

市民農園区域指定土地一覧

市町村

(地区)

土地の表示

土地の所在	地番	地目		面積 m ²	備考
		登記簿	現況		

別図 市民農園区域及び付近の状況を示す図面

〔記載注意〕

- 1 2の③の位置の欄には、例えば「〇〇町役場から東へ〇kmの地点に位置する。」と記載すること。
- 2 2の④の土地利用計画の農振計画の欄については、市民農園区域が農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域を含む場合には、面積を記入すること。
- 3 2の④の土地利用計画の都市計画の欄については、市民農園区域が都市計画法による区域区分を含む場合には、都市計画区域外、市街化調整区域内、未線引都市計画区域内用途地域外、未線引都市計画区域内用途地域内等と記載すること。
- 4 別図の「市民農園区域及び付近の状況を示す図面」には、市民農園の用に供する土地の位置等のほか、農振計画の地域区分及び都市計画の区域区分を表示すること。

市民農園開設認定申請書

令和 年 月 日

〇〇市町村長 殿

申請者

(氏名又は名称・代表者)

(住所又は主たる事務所)

(職業又は業務内容)

市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)第7条第1項の規定に基づき、市民農園の開設について、下記の書面を添えて認定を申請します。

記

- 1 整備運営計画
- 2 市民農園の位置を表示した地形図
- 3 市民農園の区域並びに市民農園施設の位置、形状及び種別を表示した平面図
- 4 市民農園施設(建築物)の概要を表示した平面図
- 5 土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)
- 6 土地の地番を表示する図面
- 7 (土地改良区の意見書)
- 8 (農園利用契約書の案)
- 9 (その他参考となる事項)

注 () の書面を添付する場合に記載すること。

市民農園整備運営計画書

令和 年 月 日

申請者 氏名

住所

1 市民農園の用に供する土地

土地の所在	地番	地目		地積 (㎡)	新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの		土地の利用目的		備考		
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者			農地	市民農園施設
						氏名	住所		氏名	住所		法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別

2 市民農園施設の規模その他の市民農園施設の整備

整備計画	種 別	構 造	建築面積	所要面積	工 事 期 間	備 考
建 築 物			m ²	m ²	～	
工 作 物					～	
計					～	

3 市民農園の開設の時期

令和 年 月 日

4 利用者の募集及び選考の方法

募集方法	
選考方法	

5 利用期間その他の条件

利 用 期 間	利 用 料 金	支 払 方 法	区 画		その他の条件
			区画数	1 区画面積	
				m ²	

6 市民農園の適切な利用を確保するための方法

7 資金計画

① 収支計画

② 調達方法

	項目	金額	備考
収入		千円	
支出			

8 農地転用に関する事項

(1) 市民農園施設の敷地に供する転用に係る土地

土地の所在	地番	地目		面積	10a 当たり 普通収穫高	利用状況	備考
		登記簿	現況				
				m ²	kg		

(2) 転用に伴い支払うべき給付の種類・内容及び相手方

相手方の氏名	相手方の経営面積 (離作地を含む)			左のうち離作 する面積			毛上補償		離作補償		代地補償		その他
	田	畑	採草 放牧地	田	畑	採草 放牧地	10a 当り	総額	10a 当り	総額	地目	面積	
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	円	円	円	円		m ²	

(3) 転用の時期

認定日 ~ 令和 年 月

(4) 転用することにより生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害の防除施設の概要

(5) 転用するため、所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、当該権利を取得しようとする契約の内容

権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	その他

(6) その他参考となるべき事項

9 添付書類

- ① 市民農園の用に供する農地の現況図面（申請書に添付する6の図面と併用して差し支えないこと。）
- ② 市民農園の用に供する農地の計画図面（農振整備計画の地域区分及び都市計画の区域区分を表示すること。なお、申請書に添付の3の平面図と併用して差し支えないこと。）
- ③ 市民農園の開設に関連する取水又は排水につき水利権者その他の関係権利者の同意を得ている場合には、その旨を証する書面

[記載注意]

- 1 申請者が法人である場合には、氏名欄にその名称及び代表者の氏名を、住所欄にその主たる事務所の所在地を、職業欄にその業務内容を記載すること。
- 2 1の「備考」欄には、法第2条第2項第1号イの用に供する農地について、特定農地貸付け又は特定都市農地貸付けの別を記載すること。
また、市民農園の用に供する土地に、高度化施設用地又は高度化施設用地とすることを予定している農地が含まれる場合は、その旨を記載すること。
- 3 8の(1)の「10a 当り普通収穫高」欄には、採草放牧地にあつては採草量又は家畜の頭数を記入すること。
- 4 8の(1)の「利用状況」欄には、畑にあつては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草地、その他の別、採草放牧地にあつては主な草名又は家畜の頭数を記入すること。

農園利用契約書例

(目的)

第1条 この契約書は、〇〇〇〇（以下「甲」という。）が開設する市民農園において〇〇〇〇（以下「乙」という。）が行う農作業の実施に関し必要な事項を定める。

(対象農地)

第2条 本契約の対象となる農地（以下「対象農地」という。）の位置及び面積は、別紙のとおりとする。

(農作業の実施等)

第3条 乙は、甲が対象農地において行う耕作の事業に必要な農作業を行うことができる。

2 乙は、農作業の実施に関し甲の指示があったときは、これに従わなければならない。

3 乙は、対象農地において農作物を収穫することができ、収穫物は乙に帰属する。

4 甲の責めに帰すべき事由により対象農地における収穫物が皆無であるか、または著しく少ない場合には、乙は甲に対し、その損失を補填すべきことを請求することができる。

(料金の支払)

第4条 乙は、料金〇〇〇〇円を毎年 月 日までに、甲に支払わなければならない。

(契約期間)

第5条 本契約の期間は、 年間とする。（注：5年以内とすることが望ましい。）

(契約の解除)

第6条 次の各号に該当するときは、甲は契約を解除することができる。

- (1) 乙が契約の解除を申し出たとき
- (2) 乙が契約に違反したとき
- (3) 乙が〇ヶ月にわたり農作業を行わないとき

(料金の不還付)

第7条 契約が解除されたときには、乙が既に収めた料金は還付しない。
ただし、次の各号に該当するときは、甲はその全部又は一部を還付することができる。

(1) 乙の責めに帰すべきでない理由により農作業ができなくなったとき

(2) その他甲が相当な理由があると認めたとき

(その他)

第8条 本契約書に規定されていない事項については、甲及び乙が協議して定める。

令和 年 月 日

甲 住所

氏名

乙 住所

氏名

(本契約書は、二通作成し、それぞれ各一通を所持すること。)

別 紙

農園利用の対象となる農地

1 位置

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20



(注) 農園利用の対象となる農地の位置は、区画の番号を斜線で表示する。

2 区画番号〇〇の面積 m^2

市民農園整備促進法第7条第1項の規定による認定に関して農地
転用を含む場合の同条第3項の農業委員会の決定に係る審査調書

令和 年 月 日

農業委員会

1 申請者の氏名・住所

氏 名		決 定 年 月 日
住 所		令和 年 月 日

2 市民農園の開設に関する事項

市民農園の用に供する土地の所在・面積

	田	畑	計	採草放牧地	宅 地	山 林	その他	合 計
面 積								m ²
土地の所在	外 筆							

3 農地転用に関する事項

(1) 市民農園施設の用に供する土地の所在・面積

	田	畑	計	採草放牧地	宅地	山林	その他	合計
面積								m ²
土地の所在	外							筆

(2) 農業公共投資の状況

事業名	事業主体	施行期間	施行面積	関係面積	土地改良財産	備考
			ha	m ²		

(3) 農業振興整備計画との関係

農業振興地域	(内・外)		
農用地区域	(内・外)	(農用地区域の面積)	m ²

(4) 都市計画との関係

--

4 農地転用に関する意見

(1) 農地の区分

種農地（農地転用に関する許可基準に定める農地の区分の該当事項）

(2) 検討内容

検 討 事 項	意 見		意 見 決 定 の 理 由
① 転用目的	適 当	不 適 当	
② 農地の区分と転用目的	適 当	不 適 当	
③ 申請目的実現の確実性	適 当	不 適 当	
④ 計画面積	適 当	不 適 当	
⑤ 位置	適 当	不 適 当	
⑥ 用排水	適 当	不 適 当	
⑦ 被害防除	適 当	不 適 当	
⑧ 一時転用	適 当	不 適 当	
⑨ 転用候補地内に道路又は水路がある場合の取扱い	適 当	不 適 当	
⑩ 農地転用の候補地が土地改良事業等の受益地区に含まれる場合にはその内容及び意見	適 当	不 適 当	

別紙様式第6号
番 号

申請者

(氏名又は名称・代表者)

(住所又は主たる事務所)

令和 年 月 日付けをもって市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第7条第1項の規定による認定申請のあった別記土地に係る市民農園の開設についてはこれを認定する。

令和 年 月 日

市町村長

別 記

土地の所在	地番	地 目		地積 (㎡)	申請者が新たに権利を取得するもの			申請者が既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備 考
		登記簿	現況		権利の種類	権利取得の相手方		権利の種類	土地所有者		農 地 法第2条第2項第1号イ・ロの別	市民農園施設 種 別	
						氏 名	住 所		氏 名	住 所			

[記載注意]

「備考」欄には、法第2条第2項第1号イの用に供する農地について、特定農地貸付け又は特定都市農地貸付けの別を記載すること。

市民農園整備促進法による不動産登記に関する政令

(平成二年九月二十七日政令第二百八十二号)

内閣は、市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）第六条において準用する土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（目的）

第一条

この政令は、市民農園整備促進法第六条において準用する土地改良法第百十五条の規定による不動産の登記の特例を定めることを目的とする。

（土地改良登記令の準用）

第二条

土地改良登記令（昭和二十六年政令第百四十六号）第二条から第四条まで、第三十四条、第三十六条、第三十八条から第四十三条まで、第四十五条から第五十条まで、第五十二条、第五十三条及び第五十六条の規定は、市民農園整備促進法第五条第一項の規定による交換分合に係る不動産の登記について準用する。この場合において、同令中「申請」、「一括申請」、「申請し」、「申請する」、「申請人」及び「申請書」とあるのは、「嘱託」、「一括嘱託」、「嘱託し」、「嘱託する」、「嘱託者」及び「嘱託書」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	土地改良事業を行なう者	市民農園整備促進法第五条第一項の規定により交換分合を行う市町村
第四十三条第一項	土地改良登記令第四十二条第一項	市民農園整備促進法による不動産登記に関する政令第二条において準用する土地改良登記令第四十二条第一項
第四十三条第二項	土地改良登記令第四十三条第二項	市民農園整備促進法による不動産登記に関する政令第二条において準用する土地改良登記令第四十三条第二項

（省令への委任）

第三条

この政令の実施のため必要な事項は、法務省令で定める。

附則

この政令は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

市民農園整備促進法による不動産登記の手続に関する省令
(平成二年九月二十七日法務省令第三十五号)

市民農園整備促進法による不動産登記に関する政令(平成二年政令第二百八十二号)第三条の規定に基づき、市民農園整備促進法による不動産登記の手続に関する省令を次のように定める。

土地改良登記令施行細則(昭和二十六年法務府令第七十九号)第十二条から第十七条までの規定は、市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)第五条第一項の規定による交換分合に係る不動産の登記について準用する。

附則

この省令は、市民農園整備促進法による不動産登記に関する政令の施行の日から施行する。

平成二年九月二〇日 二一三八建設省都公緑発第一〇九号
農林水産省構造改善局農政部農政課長・建設省都市局公園緑地課長通達
最終改正 平成一三年一月五日 一二一三〇建設省都公緑発三
農林水産省構造改善局農政部農政課長・建設省都市局公園緑地課長通知

市民農園整備促進法の運用に関する留意事項について

市民農園整備促進法(平成二年法律第四四号。以下「法」という。)の運用に当たっては、左記事項に留意の上、遺憾のないようにされるとともに、適正かつ円滑にその事務処理が行われるよう貴管下関係機関を指導願いたい。

記

第一 基本方針

- 一 都道府県知事が法第三条第一項の規定により市民農園の整備に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるに当たっては、次の点に留意するものとする。こと。
 - (一) 基本方針を定めるか否かは、都道府県知事が判断するものであり、今後、整備することが見込まれる市民農園の数、地域農業政策との兼ね合い等の結果、基本方針を定めることが必要と判断した場合に、当該基本方針を定めるものとする。こと。
 - (二) 基本方針には、次の事項を記載するものとする。こと。
 - ア 市民農園周辺の道路における危険を防止し、その他交通の安全を図り、及び道路の交通に起因する障害を防止するよう配慮すること。
 - イ 市民農園周辺の道路の整備状況を十分に勘案し、その整備に支障をきたさないよう配慮すること。
 - ウ 自然環境の保全に十分配慮すること。
- 二 都道府県知事が基本方針を定め又は変更しようとするときは、都道府県の市民農園担当部局はあらかじめ十分な時間的余裕をもって自然保護担当部局及び道路担当部局と調整を行うこと。
- 三 都道府県知事が基本方針を定め又は変更しようとするときは、都道府県の市民農園担当部局はあらかじめ十分な時間的余裕をもって公安委員会の意見を聴き、調整を行うこと。

第二 市民農園区域の指定

- 一 市町村は、法第四条第一項の規定により市民農園として整備すべき区域(以下「市民農園区域」という。)を指定し、又は同条第四項の規定によりその指定した市民農園区域を変更しようとする場合においては、次の土地の区域は指定しないものとする。こと。

- (一) 臨港地区(港湾法(昭和二五年法律第二一八号)第二条第四項の臨港地区をいう。)、港湾隣接地域(港湾法第三七条第一項の港湾隣接地域をいう。)及び港湾施設が相当程度集積し又は集積することが予定されている港湾地区内の埋立地(以下「臨港地区等」という。)
 - (二) 自然公園法(昭和三二年法律第一六一号(同法施行規則(昭和三二年厚生省令第四一八号)85を含む。)、に基づく国立公園及び国定公園の特別保護地区及び第一種特別地域
 - (三) 工場立地法(昭和三三年法律第二四号)第三条第一項に規定する工場立地調査簿に記載された工場適地(農林水産省と通商産業省との間で協議の調ったものに限る。以下同じ。)
 - (四) 農村地域工業等導入促進法(昭和四六年法律第一一二号)第五条第三項第一号に規定する工業等導入地区
 - (五) 自然環境保全法(昭和四七年法律第八五号)に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の特別地区
 - (六) 防衛の用に供される通信施設に係る土地
 - (七) 現に郵便局の用に供されている土地及び郵便局の用に供される予定の土地の区域
- 二 市町村は、法第四条第一項の規定により市民農園区域を指定し、又は同条第四項の規定によりその指定した市民農園区域を変更しようとするときは、あらかじめ十分な時間的な余裕をもって所轄警察署長に通知し、所轄警察署長が道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害を防止する観点から市町村に対し調整を申入れた場合には十分調整を行うこと。
- 三 都道府県知事が法第四条第二項の規定により市民農園区域の指定に係る同意をし、又は同条第五項の規定によりその同意した市民農園区域の変更に係る同意をしようとするときは、都道府県自然環境保全地域の特別地区及び自然公園のうち一の(二)に掲げる地区又は地域を除く特別地域を市民農園区域に含めようとする場合には、市民農園担当部局は国立公園管理事務所との協議(国立公園の場合に限る。)又は自然保護担当部局との調整(都道府県自然環境保全地域、国定公園及び都道府県立自然公園の場合に限る。)を十分に行うこと。
- 四 市町村が法第四条第一項の規定により市民農園区域を指定し若しくは同条第四項の規定によりその指定した市民農園区域を変更しようとするとき、又は都道府県知事が法第四条第二項の規定により市民農園区域の指定に係る同意をし若しくは同条第五項の規定によりその同意した市民農園区域の変更に係る同意をしようとするときは、市民農園担当部局は、あらかじめ十分な時間的余裕をもって道路担当部局に連絡し、道路担当部局から市民農園区域周辺の道路の整備状況等を勸案し、市民農園担当部局に調整の申入れがあった場合には十分調整を行うこと。

第三 市民農園の開設の認定

- 一 市町村は、市民農園を開設しようとする者が法第七条第一項の規定により市民農園の開設の申請を行う場合において、市街化区域内で次の区域については申請に含めないよ

う指導し、含まれている場合には、認定をしないものとする。

(一) 第二の一の(一)の臨港地区等

(二) 工場立地法第三条第一項に規定する工場立地調査簿に記載された工場適地

(三) 農村地域工場等導入促進法第五条第三項第一号に規定する工業等導入地区

二 市町村は、法第七条第三項の規定により市民農園の開設の認定をし、又は同条第六項の規定によりその認定に係る市民農園の整備及び運営に関する計画(以下「整備運営計画」という。)の変更の認定をしようとするときは、あらかじめ十分な時間的な余裕をもって所轄警察署長に通知し、所轄警察署長が道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害を防止する観点から市町村に対し調整を申入れた場合に86は十分調整を行うこと。

三 都道府県知事が法第七条第四項の規定に基づく市民農園の開設の認定に係る同意をし、又は同条第六項の規定によりその同意した整備運営計画の変更に係る同意をしようとするときは、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭和三二年法律第一六四号)第二条第一項各号に掲げる営業が当該同意を求められている認定に係る市民農園において営まれることとなる場合には、市民農園担当部局は衛生部局との間で十分な調整を行うこと。

四 市町村が法第七条第三項の規定により市民農園の開設の認定をし若しくは同条第六項の規定によりその認定に係る整備運営計画の変更の認定をしようとするとき、又は都道府県知事が法第七条第四項の規定により市民農園の開設の認定に係る同意をし若しくは同条第六項の規定によりその同意した整備運営計画の変更に係る同意をしようとするときは、市民農園担当部局はあらかじめ十分な時間的余裕をもって道路担当部局に連絡し、道路担当部局から市民農園周辺の道路の整備状況等を勘案し、市民農園担当部局に調整の申入れがあった場合には十分調整を行うこと。

五 個人施行者、土地区画整理組合、市町村、市町村長又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業の施行地区内の土地について市町村が法第七条第三項に規定する認定(以下「認定」という。)をし、又は当該認定に係る整備運営計画の変更をするに当たっては、あらかじめ、その施行地区を管轄する市町村の土地区画整理事業担当部局と十分連絡調整を行うこと。

また、土地区画整理事業の施行地区内の土地について都道府県知事が法第七条第四項に規定する同意をするに当たっては、建設大臣が当該土地区画整理事業の施行者である場合にあっては建設省都市局区画整理課と、住宅・都市整備公団又は地域振興整備公団である場合にあっては当該施行者である公団と、都道府県、都道府県知事又は地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行者である場合にあっては当該都道府県の土地区画整理事業担当部局と、あらかじめ、十分連絡調整を行うこと。

第四 その他

法第一四条の規定(資金確保等)は、努力規定であるので、地方公共団体はこれにより具体的な財政負担の義務を負うものではないこと。